

# 平成28年度第1回 岐阜県重症心身障がい児者支援連携会議

平成28年9月7日（水）17:00～  
希望が丘こども医療福祉センター多目的室ホール

## 議事次第

- 1 平成28年度重症心身障がい児者支援連携施策の進捗状況について
- 2 岐阜県重症心身障がい児者支援連携会議の今後について

### 配付資料

- 資料1 県重症心身障がい児者支援連携施策の進捗状況
- 資料2 各支援事業の取組状況及び新規・拡充による今後の事業展開
- 資料3 医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進について
- 資料4 新たな連携・協議の場の設置について



県重症心身障がい児者支援連携施策の進捗状況(H28.9.7)

区分	番号	H28年度事業名	委託先・実施機関	H28予算額 千円	平成28年度当初予算の概要(上半期までの進捗状況)	平成28年度下半期以降の展開	実施年度
新規	1	在宅重症障がい児者短期入所特支援事業補助金 資料2①	県直轄	15,000	・報酬差額補助に代わり、以下の見直しによる新たな補助金を創設(H28.4.1～) ・医療的ケアの必要な超重症児者・準超重症児者に対して短期入所・日中一時支援を行なった場合に必要となる経費の一部について一定額を補助。 ・(対象経費)差額の上乗せ補助の仕組みを廃止 ・(補助対象機関)福祉事業所(短期入所・日中一時支援)を追加 ・(対象者)運動ニューロン疾患患者の位置づけを明確化 ・(財源)地域医療共生基金⇒地域医療介護総合確保基金	(平成27年度活用実績:重症心身障がい児者等短期入所報酬差額補助事業費補助金)申請者:計130件(医療機関のみ)月平均利用回数:122.0回 (平成28年度活用実績:在宅重症障がい児者短期入所等支援事業費補助金)申請者:計177件(医療機関:117件、福祉施設66件)月平均利用回数:162.8回 【参考】平成24年度(補助事業創設前)月平均利用回数:37日、月平均利用回数:12.1回	H28～
	2	短期入所等利用促進体制整備事業補助金 資料2②	県直轄	1,000	・短期入所事業における成育サービス普及・定着を促した利用促進を図るため、「重症心身障がい児者等短期入所基盤整備事業費補助金」の一部機能を引き継ぐ新たな補助金を創設	・地域医療介護総合確保基金(医療分)内訳(H28.8.10)後までであった事業補助要綱等関係資料作成中。9～10月以降を目途に制度施行、申請者募集予定	H28～
新規	3	短期入所送迎支援サービス等低コスト事業補助金 資料2②	県直轄	1,000	・頻回の搬送を要するなど外出が困難な重症心身障がい児者等のレスパイトサービスの利用を促進するため、保護者の送迎車両に同乗する看護士等確保経費の一部を支拂う新たな補助金を創設	・搬送サービスとの整合性を明確化するために引き続き経費情報の収集・分析が不可欠であることと、障害者総合支援法改正に伴う障害者サービス・報酬改定(H30年度予定)の内容を見極める必要があることから、平成28年度は実施を見送る予定	
	4	障がい児者短期入所運営看護人材育成モデル事業 資料2③	多治見市民病院 NPO法人在宅支援グループみんなの手	2,000	・東濃圏を対象として、障がい児者ケアに精通する事業所が看護士を雇用し、実際の短期入所に従事させることで、短期入所専門看護士を育成 ・平成27年9月より新たなシステムによるレスパイトの受け入れに着手 ・現行の協定では平成28年度末が事業最終期とされている	(事業継続)短期入所委託回数(実利用人数) (参考)モデル事業実施前)H28年度:41回(2名) H27年度:41回(20名)⇒H28年度:504回(真込み) 今後、モデル事業終了後と見込まれる体制整備について関係機関で協議するとともに、移行期間確保のため当面平成28年度は事業を継続する方向で協議中	H27.1～
新規	5	短期入所等運営機関ネットワーク会議の設置	県直轄	500	・医療型短期入所事業と、超・重症重症児者のレスパイトを受け入れられている福祉事業所で構成する連絡協議会を設置し、レスパイトサービスの取組み等について現状、課題等の情報共有を図る	・東日本大震災や前本地帯を教訓とする「要配慮児童施設」も、児童福祉法等支援ネットワーク(自家高規格施設など無体電線を備える医療機関等)との協力関係などの構築、等をテーマに、下半期中に開催予定	H28～
	6	家族ネットワークづくり 資料2④	県看護協会	10,000	・障がい児者の家族が孤立に集まって情報交換する場づくりや、家族同士をつなぐ機関誌の発行、HPを活用した情報提供サービスを実施 ※家族交流会(平成27年度実績)飛騨地区(H27.6:高山市59人参加)、中濃地区(H27.7:岡市57人参加)、西濃地区(H27.10:大垣市49人参加)、東濃地区(H27.11:土岐市82人参加)、岐阜地区(H28.2:岐阜市66人参加)、中濃地区(H28.3:美濃加茂市61人参加) ※機関誌:創刊号発行(平成27年7月)、第2号発行(平成28年1月)	・相談件数(平成28年4月～7月までの経過) 73件(電話44件、訪問21件、来所4件、メール4件)のほか、カンファレンスを5件実施 ※家族交流会(平成28年8月までの経過) 飛騨地区(H28年6月:高山市77人参加) 西濃地区(H28年6月:今後の予定) 中濃地区(H28年10月:大垣市、ほか岐阜地区、中濃地区、東濃地区でも順次開催予定 ※機関誌:第3号発行(平成28年9月予定)	H27～H31
在宅障がい児者家族支援	7	重症心身障がい児者いざい創出支援事業 資料先:3事業者、1団体	社会福祉法人、保護者団体	4,000	・小児・障がい児に対応できる訪問看護ステーション(訪問看護師)の増加を図るため、訪問看護ステーションの要請者対象とした講習を含む小児訪問看護研修会を1開催(H27.9～H28.20)の全5回(一泊) ・在宅障がい児訪問看護未実施の看護士(訪問看護ST)や特別支援学校等に対し、経験豊富な訪問看護師を派遣し、現場での看護指導や随時電話等による指導を行う ・在宅の重症心身障がい児者及び介護者に対し、ニーズに基づいた各種メニュー事業を行うことで、地域の中で潤いある生活を送ることができるよう、運動機能の低下防止や情緒の安定、介護者のリフレッシュなどにより重症心身障がい児者の福祉の増進を図る	・家族交流会を開催 ・家族交流会の開催に合わせて、各地域の医療従事者、福祉事業者、行政等を講師とした家族向けの勉強会を開催 ・平成27年度に引き続き「小児訪問看護研修会」を開催(H28.9.10、H28.1.14の全2回コース) ・訪問看護師(訪問看護ステーション)や特別支援学校などの支援機関を対象とした、重症障がい児者への対応に関する指導についても継続実施(H28年4～7月まで計13件)	H19～

区分	番号	H28年度事業名	委託先・実施機関	H28予算額 千円	平成28年度当初予算の概要(上半期までの進捗状況)	実施年度
	8	障がい児者医療学寄附講座設置事業 資料2-⑤	岐阜大学	25,000	障がい児者医療に関心をもち、医学の発展に貢献する障がい児者医療の水準向上に向けた研究、普及活動等を行うため、岐阜大学医学系研究小児病態学講座に寄附講座を設置 ・現行の協定に基づく設置期間：平成26年度～平成28年度 ・平成28年度の主な活動計画 ・一連の障がい児者医療教育の充実・系統化(医学雑誌、初期体験実習、院外クリニック・ワークショップ、院外選抜実習など) ・名古屋大学附属星洲(若)医療学寄附講座との共同研究(医学部学生に対する重症心身障がい児(若)医療教育に関するアンケート調査)の実施 ・発達障害支援会の開催 ・学会発表、岐阜県子どもの発達研究会(シモガキ会)、重症心身障がい児者ネットワーク協会の開催 など	H26～H28
	9	小児在宅医療実践講習会事業 資料2-⑥	岐阜大学	1,500	岐阜大学障がい児者医療学寄附講座の主導により、医師(勤務医・開業医)、看護師、療法士(P.T・O.T・S.T)を対象とした医療実践講習会を開催 ※平成28年8月7日(土)7時～10時(大垣市)開催 (参加者55名：医師16名、看護師23名、療法士16名)	H27～
県直し	10	小児等在宅医療個別指導事業 資料2-⑦	県直轄	900	・日頃の関与・支援を通じて、個々の障がい児者に精通した医師・看護師等の派遣を受け、新たに訪問診療や訪問看護等の在宅医療や、短期入所等の在宅サービスを行うこととする医療機関や事業所等が、指導を受ける際に要する経費を支援 ・要請に応じて、重症心身障がい児者に関する事業所向けの個別研修を実施	H27～
県直し	11	在宅医療障がい児者看護人材育成研修事業 資料2-⑧	県看護協会	4,000	・重症心身障がい児者看護人材育成研修 重症心身障がい児者の在宅支援に重点を置き、訪問看護ステーションや特別支援学校と連携した実習を組み込むなど、通年型・年間約80時間(のべ13日間)の本格的な専門研修を実施【平成28年度受講者数：30名(平成28年6月開講)】 ・在宅医療看護人材育成研修(フォローアップ研修) 重症心身障がい児者看護研修者や訪問看護師を対象に、訪問呼吸リハや訪問口腔ケアに関する研修を実施【呼吸介助手技実技講習(H28.7.30～31)平成医療短大受講者：看護師38名】	H26～ H27～
新規	12	小児リハビリ専門研修事業 資料2-⑨	県理学療法士会	500	・県理学療法士会への新規委託により、障がい児者リハビリの基本である小児リハビリ等に関する研修を実施	H28～
新規	13	福祉事業所等医療的ケア支援事業費補助金 資料2-⑩	県直轄	6,000	・医療的ケアを要する在宅の重症心身障がい児者を受け入れていける生活介護事業所等で、訪問看護や訪問リハビリ、口腔ケア等を行う外部の看護師、理学療法士、臨床衛生士等を活用し、職員の間で知識向上を図る取組みに対して、費用の一部を補助	H28～
	14	喀痰吸引等研修促進事業 資料2-⑪	喀痰吸引等登録 研修機関	2,100	・痰吸引等の医療的ケアができる介護職員を増やすため、痰吸引等研修のうち、基本研修受講料の無料化による支援を行う ・第1回【福岡会場】(H28.7.25)市：受講者22名、第2回【岐阜会場】(H28.8.岐阜市：受講者22名)	H27.10～
	15	喀痰吸引等研修補助事業 資料2-⑫	喀痰吸引等登録 研修機関	840	・痰吸引等の医療的ケアができる介護職員を増やすため、痰吸引等研修のうち、実地研修に要する経費への一部補助を行う ・H27年度補助実績：4件、40,000円	H26.12～
新規	16	福祉事業所等重症障がい児者支援人材育成事業 資料2-⑬	県直轄	500	・福祉施設における重症心身障がい児者等の受け入れ拡大に向け、重症心身障がい児者、医療的ケアに関する研修を実施 ・重症心身障がい児者に対する訪問看護や訪問リハ等の医療的支援の利便性を図るため、相談支援専門員向け研修を実施	H28～

医療・福祉人材の育成・確保

		平成28年度下半期以降の展開	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下の新たな取り組みによる機能拡充を図りつつ、平成29年度以降も継続する方向で協議中(地域医療介護総合確保基金の活用)</li> <li>○寄附講座の機能拡充 <ul style="list-style-type: none"> <li>・県と寄附講座のつながりにより、H30年度開始予定の新専門医制度を早掘えした、臨床研修医を対象とする「障がい児者医療研修プログラム」を策定・実施</li> <li>・※現行の卒前「医学部教育(学生教育)」に加え、新たに卒業教育のための仕組みを整備</li> </ul> </li> <li>・このため、県立希望が丘こども医療福祉センターを臨床研修の場とする「障がい児者医療に係る小児科医師の育成及び確保」に関する協定を新発案</li> <li>・このため、寄附講座の設置期間を延長(平成29年度～31年度)</li> </ul>	
		・参加者アンケートの集計等による事後検証、次回開催の検討 など		
		・地域医療介護総合確保基金(医療分)内示(H28.8.10)待ちであった事業		
		・新たに訪問診療や訪問看護、短期入所等の在宅サービスを行うこととする医療機関や福祉事業所等の要請に応じて運営実施		
		・重症心身障がい児者看護人材育成研修 【～平成29年2月開講予定】		
		・在宅医療看護人材育成研修(フォローアップ研修) 【岐阜県下リハ・口腔ケア実技講習会(H28.10.30 朝日大学)受講者：看護師38名予定】		
		・地域医療介護総合確保基金(医療分)内示(H28.8.10)待ちであった事業		
		・平成29年1月に、2日間程度の研修会を開催する方向で、県理学療法士会と調整中		
		・地域医療介護総合確保基金(医療分)内示(H28.8.10)待ちであった事業		
		・補助要綱等関係資料作成中。9～10月以降を目途に制度施行、申請者募集予定		
		・第3回【岐阜・西濃会場】(H28.9.岐阜市：定員20名)、第4回【東濃会場】(H28.11.東海市：定員20名)、第5回【中濃会場】(H28.12.可児市：定員20名)、第6回【岐阜・西濃会場】(H29.1.岐阜市：定員20名)		
		・平成28年度補助員申込み：10件、100,000円		
		・地域医療介護総合確保基金(医療分)内示(H28.8.10)待ちであった事業		
		・H28.7.25 両日開催の「障がい児者看護実践講習会」に併せて、研修者2名(演習2日間を含む)第4回【西濃会場】に併せて実施の手引き、研修テキスト等を公表		
		・上記を踏まえ、平成29年度から(仕組)岐阜県福祉事業団への委託事業として実施する方向で調整中		
		・平成28年度は、上記の具体化に向けた検討、協議等を実施		

区分	番号	H28年度事業名	委託先・実施機関	H28予算額 千円	平成28年度当初予算の概要(上半期までの進捗状況)	平成28年度下半期以降の展開	実施年度
各種 連携 事業 ・ 普及 啓蒙	17	岐阜県小児在宅医療研究会 資料2-⑨	県直轄	1,000	・医療、福祉、教育、行政等の関係者が一堂に会して知見を深め課題を共有し、顔の見える関係を構築する場づくりとして「岐阜県小児在宅医療研究会」を開催 ・岐阜・愛知・三重それぞれの取組みの共有を図り、相互に交流連携できる関係づくりに向け、三重の研究会が一堂に会する東海三県小児在宅医療研究会を開催 ・第1回研究会(H27.3.8 岐阜県岐阜市)参加者355名、第2回研究会(H28.2.14 三重県桑名市)参加者327名	・地域医療介護総合支援基金(医療分)内示(H28.8.10)待ちであった事業 ・第7回岐阜県小児在宅医療研究会を愛知県で開催 (平成28年2月12日(日)15:00-17:50 ラインクあいらずホール)	H26.2~
	18	東海三県小児在宅医療研究会 資料2-⑩	愛知県	-	・西濃圏域における大垣市民病院NICU稼働中絶と、小児・障がい児在宅移行支援の取組みをモデルとして、その意義や課題・成果の共有や他地域への波及を図るため、圏域単位の小児在宅医療研究会を開催 ・NICU等から在宅への移行を支援するため、医療的ケアにおける手法、供給する医療物品、退院後の基本的な要診計画や福祉サービス利用などの標準化を図るための研修進捗・入念を作成する ・平成27年度中に、計4回のWGを終えてバスの試案が完成	・地域医療介護総合支援基金(医療分)内示(H28.8.10)待ちであった事業 ・平成29年1月7日(土)・西濃圏域小児在宅医療研究会(大垣市・情報工房)予定(参考)大垣市民病院NICU在宅移行支援学習会(平成28年8月21日開催)	H28~
	19	圏域小児在宅医療研究会(西濃圏域) 資料2-⑪	大垣市民病院	700	・NICU等から在宅への移行を支援するため、医療的ケアにおける手法、供給する医療物品、退院後の基本的な要診計画や福祉サービス利用などの標準化を図るための研修進捗・入念を作成する ・平成27年度中に、計4回のWGを終えてバスの試案が完成	・地域医療介護総合支援基金(医療分)内示(H28.8.10)待ちであった事業 ・新線事項の追加などバスの機能拡充を図るとともに、実際の医療現場における使用・検証を行うなど、より実質的・効率的なバスの実用化に向けて、今後継続的に改訂作業を実施	H27~
	20	在宅障がい児者病診連携事業 資料2-⑫	県医師会	1,000	障がい児者医療・福祉に携わる県内外の医師、看護師、療法士等を講師に、医療・福祉関係者や県民が障がい児者支援を考えるための連続講座を開催	・地域医療介護総合支援基金(医療分)内示(H28.8.10)待ちであった事業 ・平成28年9月から平成29年2月まで毎月1回開催予定・全6回	H26.5~
	21	障がい児者支援を考える公開連続講座の開催 資料2-⑬	県直轄	800	障がい児者医療・福祉に携わる県内外の医師、看護師、療法士等を講師に、医療・福祉関係者や県民が障がい児者支援を考えるための連続講座を開催	・地域医療介護総合支援基金(医療分)内示(H28.8.10)待ちであった事業 ・障がい児者医療・福祉に携わる県内外の医師、看護師、療法士等を講師に、医療・福祉関係者や県民が障がい児者支援を考えるための連続講座を開催	H26.5~
	22	重度障がい児者支援連続講座の開催 資料3 資料4	県直轄	-	・重症心身障がい児者の支援に係る県内療育関係機関の連携体制の構築や、療育人材の育成確保対策等について協議・検討する場として、定期的に連続講座を開催	・障がい児者医療・福祉に携わる県内外の医師、看護師、療法士等を講師に、医療・福祉関係者や県民が障がい児者支援を考えるための連続講座を開催	H24.1~



**在宅重度障がい児者短期入所等支援事業費補助金 H28年度:15,000千円 (H28.4月施行)**

【課題】医療機関(医療型短期入所事業所)の不足から、在宅で生活する医療的ケア(たん吸引、経管栄養等)の必要な重症心身障がい児者が、福祉施設においても短期入所事業や日中一時支援事業を利用しているため、医療機関だけでなく福祉施設に対する支援を並行して進める必要がある。  
 【方針】医療体制が整っていない福祉施設であっても、可能な範囲で重症心身障がい児者等の受け入れを行っているため、医療型短期入所事業所が不足している地域を中心に福祉施設への支援を推進し、レスパイトサービスの受け皿の確保を目指す。

**【廃止】重症心身障がい児者等短期入所報酬差額補助事業補助金(H25~H27)**

医療機関が医療的ケアの必要な超重症児者・準超重症児者に対して短期入所を行った場合、医療保険を適用して入院する場合の診療報酬と、障害福祉サービス(短期入所)を提供する場合の介護給付費との差額の一部を補助。

対象機関	医療機関のみ
対象事業	短期入所事業
対象者	重症心身障がい児者、遷延性意識性障がい児者のうち、医療スコアが10点以上の超重症児者、準超重症児者
対象経費	医療保険を適用して入院する場合の診療報酬と、障害福祉サービス(短期入所)を提供する場合の介護給付費との差額

**<問題点>**

○医療機関(医療型短期入所事業所)の不足から福祉施設も重症心身障がい児者の受け皿となっており、支援が必要。  
 ○同水準の障害を持つ運動ニューロン疾患患者を受け入れている事業所もあり、対象として明確に位置づける。

**<見直し内容>**

- 対象機関⇒ 福祉施設を対象機関として追加。
- 対象者 ⇒ 運動ニューロン疾患患者(筋萎縮性側索硬化症(ALS)、脊髄性筋萎縮症(SMA)等の明確化。
- 対象経費⇒ 差額の上乗せ補助の仕組みを廃止

**<期待される効果>**

レスパイトサービスの受け皿の確保

**【新規】在宅重度障がい児者短期入所等支援事業費補助金(H28~)**

医療的ケアの必要な超重症児者・準超重症児者に対して短期入所・日中一時支援を行った場合に必要となる経費の一部について一定額を補助。

対象機関	医療機関	福祉施設
対象事業	短期入所事業	短期入所事業・日中一時支援事業
対象者	重症心身障がい児者、運動ニューロン疾患患者(筋萎縮性側索硬化症(ALS)、脊髄性筋萎縮症(SMA)等)、遷延性意識障がい者のうち医療スコアが10点以上の超・準超重症児者	
対象経費	短期入所で使用する空床確保等にかかる運営経費	重度障がい児者をケアする看護師の確保等にかかる運営経費

**【新規】短期入所等利用促進体制整備事業費補助金 H28年度:1,000千円**

<概要> 医療的ケアが必要な重症心身障がい児者を受け入れている短期入所事業所で、送迎車両の修繕費用など、利用者の利便性向上に資する取組みに対して補助を行う。

<補助内容(検討中の案)>

対象事業所	補助対象経費	補助上限額	補助率	備考
短期入所事業所	車両リフトの修繕費など	400千円以内	1/2	短期入所基盤整備事業費補助金は廃止

**【新規】短期入所送迎支援サービス等促進事業費補助金 H28年度:1,000千円**

<概要> 頻回の痰吸引を要するなど、外出が困難な医療的ケアを要する重症心身障がい児者の短期入所等の利用を支援するため、送迎時の保護者の車両に同乗して医療的ケアを行う看護師や、痰吸引等が可能な介護職員を配置する事業所に対して、利用に応じた補助を行う。

<補助内容(検討中の案)>

対象事業所	補助対象経費	補助単位数	補助額	備考
訪問看護ステーション等	車両に同乗する看護師等の確保にかかる費用	1,000円/時間程度	定額	

## 専任看護師の確保による短期入所モデル事業

- ・深刻な看護師不足から短期入所の安定的運用が困難な多治見市において、在宅支援を行う訪問介護事業所との連携により、短期入所に専任で従事する看護師等を確保し、実際の短期入所を通じて人材の育成を図る。
- ・確保した看護師等が病院の非常勤職員として短期入所に従事。その人件費を病院が負担することで身分の安定を図る一方、短期入所の事業収入で賄えない赤字部分について県が支援。

**事業実施団体** ・多治見市民病院（委託事業）  
 ・在宅支援グループみんなの手（委託事業）

**予算額** H27:2,000千円 H28:2,000千円

在宅訪問を通じて、NPO「みんなの手」の信頼が厚いこと、重症児預かりの実績があることを知っていたことを契機に県が企画。

### 短期入所の内容

- ・利用日 毎週 火・木・土・日曜日及び祝日の8:00～18:00
- ・対象者 重症心身障がい児者等（多治見市内外は問わない）
- ・特色 看護・介護以外の空き時間には利用者の療育・余暇活動等を実施



短期入所利用実績【H26年度（事業実施前）～H28年度（事業実施後）の比較】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年計
H28利用回数	47	47	34	41	4月～7月の4ヶ月の計								169
H28利用率	130.6	123.7	100.0	107.9									115.0
H27利用回数	19	16	22	27	42	34	38	35	42	47	39	54	415
H27利用率	52.7	40.0	64.7	75.0	116.7	89.5	100.0	97.2	110.5	138.2	121.9	142.1	95.2
H26利用回数	3	3	2	3	2	5	4	3	3	4	5	4	41

3

## 重症心身障がい在宅支援センター「みらい」の運営

- ・在宅重症心身障がい児者の家族や関係機関向け相談窓口を整備（H27.4.10開所）。障がい児看護に知見のある看護師を雇用し、常勤1名、非常勤3名で運営。特に医療面からの電話や訪問等による相談対応のほか、必要に応じてサービス調整のための多職種カンファレンス等も実施
- ・障がい児者の家族が気楽に集まって情報交換する場づくり（H27.2～）や、家族同士をつなぐ機関誌の発行（H27.7～）、メールやホームページを活用した情報提供サービスを実施

**事業実施団体** 県看護協会（委託事業） **予算額** H27:14,500千円  
 H28:10,000千円

相談するところがない、相談支援が機能しない、親同士の交流で救われたなどの声を聞いたことをきっかけに立案。他県の取組も参考に企画。

<H27年度からの実績（～28.7月時点）>

- ・相談件数 216件（電話117件、訪問78件、来所16件、メール5件）
- ・家族交流会 飛騨地区（H27.6：高山市 59人参加） 中濃地区（H27.7：関市 57人参加）  
 西濃地区（H27.10：大垣市 49人参加） 東濃地区（H27.11：土岐市 82人参加）  
 岐阜地区（H28.2：岐阜市 66人参加） 中濃地区（H28.3：美濃加茂市 61人参加）  
 飛騨地区（H28.6：高山市 77人参加） 西濃地区（H28.10：大垣市 予定）
- ・機関誌発行：H27.7創刊、H28.1 第2号発行 H28.9 第3号発行予定
- ・小児訪問看護人材育成研修（H27：全5回コース H28：全2回コース）



4



## 障がい児者医療学寄附講座

事業実施団体

岐阜大学

予算額

H26～H28:各25,000千円

・岐阜大学医学部小児病態学講座に設置。学部教育として障がい児医療に関するカリキュラムや障がい児医療機関における院外実習などを順次実施するほか、重症心身障がい、発達障がい医療に関する研究や、講演会などの普及啓発事業を推進。



5

## 岐阜県小児在宅医療実技講習会

準備のプロセスを含め、県全体のチームづくりにも貢献。

## &lt;H28年度開催概要&gt;

岐阜大学障がい児者医療学寄附講座と連携し、医師、看護師、セラピスト(PT・OT・ST)を対象とした多職種参加型の実技講習会を開催

- ・医師、歯科医師、ME、OT、訪問歯科衛生士等を講師とした、在宅人工呼吸器管理(実習、トラブルシューティング)、摂食・嚥下、食事介助、口腔ケア等に関する講義・実習
- ・県外医師による基調講演(小児在宅医療における多職種連携の取り組み) など

事業実施団体

岐阜大学(委託事業)

予算額

H27:1,500千円

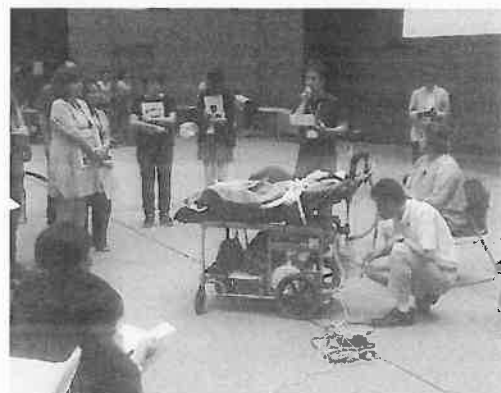
H28:1,500千円

(平成28年度実績)

- ・平成28年8月7日 ソフトピアジャパン(大垣市)
- ・受講者55名。  
(医師:16名、看護師:23名、PT・OT・ST:16名)
- ※モデルとして重度障がい児・保護者も協力・参加

(参考:平成27年度実績)

- ・平成27年8月2日 岐阜県総合医療センター(岐阜市)
- ・受講者:50名  
(医師:20名、看護師:20名、理学療法士:10名)
- ・実施内容  
基調講演、胃ろう、気管切開等に関する講義・実習、呼吸リハビリテーションに関する講義、実習



6

## 小児等在宅医療個別指導事業

事業実施団体

岐阜県（直轄事業）

予算額

H28:900千円

在宅障がい児家族との直接交流を通じた信頼関係や医師・看護師等支援機関とのパイプを活用して事業を推進

- 日頃の関与・支援を通じて個々の障がい児者に精通した医師、看護師等の派遣を受け、新たに訪問診療や訪問看護等の在宅医療や、短期入所等の在宅サービスを行おうとする医療機関や事業所等が指導を受ける際に要する経費を支援（指導を受ける側の課題や要請に応じて派遣人材を調整）
- 医療型短期入所等の要請に応じて、看護師等を対象に、重症心身障がい、遷延性意識障がい、運動ニューロン疾患等についてのオーダーメイド型研修を実施。

## 重症児者の在宅生活を支える医療人材

- ・通院先病院主治医
- ・訪問診療医
- ・訪問看護師
- ・重症児者の保護者など

日頃の在宅支援を通じて重症児者のケアに精通した人材による個別指導

オーダーメイドによる重心看護研修の実施（2日間程度）

- ・病院・診療所（訪問診療）
- ・訪問看護ステーション
- ・医療型短期入所事業所 など

## ◎経験不足に起因する要因

- ⇒ 重症心身障がい等に対応できる医師や看護師がいない
- ⇒ 利用者ごとに異なるケアに対応できない
- ⇒ 保護者との関係構築が不安
- ⇒ 医療機関ゆへの福祉事業に対する誤解・認識不足

県

- ・個別指導を行う指導人材の調整・斡旋、オーダーメイド研修の企画・実施など
- ・必要に応じて、受け入れの試行・習熟にご協力いただける利用者についても県が調整・斡旋。

7

## 重症心身障がい児者看護人材育成研修

重症心身障がい児者の在宅支援に重点を置き、訪問看護ステーションや特別支援学校と連携した実習を組み込むなど、重症児看護に関する年間約80時間の通年型プログラムによる本格的な専門研修を実施  
（H26年度～27年度の2ヶ年で計66名修了）

日本重症心身障害福祉協会の重症心身障害看護師研修を参考に、実習重視でアレンジ

事業実施団体

岐阜県看護協会（委託事業）

予算額

H27:3,300千円  
H28:4,000千円

〔 H 2 8 年度は次ページの在宅医療看護人材育成研修と一本化のうえ県看護協会に委託 〕

研修概要（H28年度）

日程：H28年6月13日～H29年2月13日（全13日）

9日間：講義

4日間：施設等における実習（総合病院、診療所、訪問看護ステーション、特別支援学校、生活介護施設）

受講者：30名（医療機関、訪看、特別支援学校、福祉施設等の看護師、保健師）



8

## 在宅医療看護人材育成研修

(重症心身障がい児者看護人材育成研修のフォローアップ研修)

- ・在宅ケアを念頭においた実技を含む実践的な研修を実施。
- ・重症心身障がい児者看護人材育成研修のフォローアップ研修として前年度研修修了者のほか、訪問看護師ステーションの看護師等を対象に、訪問呼吸ケアや訪問口腔ケアに関する研修を実施。

事業実施団体

岐阜県（直轄事業）

予算額

H27:456千円

H28:700千円（4,000千円の内数）

[ H28年度は前ページ重症心身障がい児者看護人材育成研修と一本化のうえ県看護協会に委託 ]

### < 呼吸介助手技実技講習会（平成28年度実績） >

日程：H28年7月30日～31日 平成医療短期大学 受講者数：看護師39名

実施内容

- ・講義：呼吸介助手技の基礎及び適応・効果
- ・デモンストレーションと実習：「胸郭運動の確認」と「First touch」の実習、「仰臥位、側臥位座位の各姿勢における基本的呼吸介助手技」の実習

在宅障がい児の家庭などを訪問した際に、呼吸リハで体調が良くなり入院が減ったという声を聞いて企画

### < 摂食嚥下リハ・口腔ケア実技講習会（平成28年度予定） >

日程：H28年10月30日 朝日大学

受講者数：看護師 39名（予定）

実施内容

- ・摂食嚥下リハ（講義及び実習）  
重症児者の摂食嚥下障害とその評価方法、口腔・嚥下機能評価、食形態の選択と姿勢保持、間接訓練と直接訓練、全身状態と発達の関係
- ・口腔ケア（講義及び実習）  
口腔ケアの基本技術、ケア時のリスク管理、機能を高めるための口腔ケア、ケア時のトラブル対応



9

## 重症心身障がい児看護マニュアル

事業実施  
団体

テキスト版：岐阜県看護協会（委託事業）  
DVD版：民間（監修は別途関係機関に依頼）

作成  
年度

H25:テキスト版  
H27:DVD版

- ・重症心身障がい児者の看護に関するマニュアルを作成。現場で実際に障がい児の看護にあたっている県内の看護師が集まり企画・執筆を担当。
- 上記テキスト版のうち、特に医療的ケア（経管栄養、呼吸管理）における実際の手技の映像化を主軸とするDVD版を作成。
- ・県内の看護師養成機関や医療機関・福祉施設のほか、前記「重症心身障がい児者看護人材育成研修」等でもテキストとして活用。



## 小児リハビリ専門研修

- ・在宅の重症心身障がい児者の家族が今後最も利用したい医療サービスはリハビリ。
- ・しかし、入口となる小児のリハビリを学んだ理学療法士等が少ないため、病院等においてもなかなか受け入れが進まない現状にある。
- ・このため受け入れマインドの醸成に向けて、障がい児者リハビリの基本である小児リハビリに関する専門研修を実施。

事業実施団体

岐阜県理学療法士会（委託事業）

予算額

H28:500千円

・開催日時、会場、研修プログラム等については現在調整中



10

## 福祉事業所等医療的ケア支援事業費補助金

事業実施団体

岐阜県(補助事業)

予算額

H28:6,000千円

### <概要>

医療的ケアの必要な重症心身障がい児者を受け入れている生活介護事業所等において、訪問看護ステーション等の訪問看護師、理学療法士、歯科衛生士等を招へいし、実際のケアを通して職員の介護力向上を行う取組みに対して、費用の一部を補助。

### <補助内容(検討中の案)>

対象事業所	補助対象経費	補助基準率	補助額	備考
生活介護事業所 児童発達支援事業所	看護師等の招へいに要する費用	8,300円以内/1日あたり	定額	上限あり

※ 岐阜県重症心身障がい児者等地域センター事業(委託事業)は廃止

## 福祉事業所等重度障がい児者支援人材育成事業

事業実施団体

岐阜県(直轄事業)

予算額

H28:500千円

### ○相談支援専門員向け研修会の実施検討

・在宅重度障がい児者の支援を総合調整するコーディネーターの育成や、訪問看護や訪問リハビリなどの医療サービスの利用促進に向けて、計画相談を行う相談支援専門員を対象に、重症心身障がい医療の特徴や代表的な疾患の特性、医療的ケアの実際等に関する研修を実施

・事例をもとにした計画作成の演習やスーパーバイザーによる計画作成の指導、模擬担当者会議を通じた支援者間の調整など、より実践本位の研修事業とするため、平成28年度は研修プログラムの具体化や講師陣の選定など、関係機関との協議による検討を実施

11

## 喀痰吸引等研修の受講促進支援

事業実施  
団体

基本研修(研修促進事業):登録研修機関(委託事業)  
実地研修(研修補助事業):登録研修機関(補助事業)

予算額

研修促進事業:2,100千円  
研修補助事業:840千円

### 施策の方向性

○医療人材の育成と並行して、喀痰吸引等研修に要する経費負担の軽減により、医療的ケアに対応できる福祉人材の早期増員を図る。

受講対象者：福祉事業所等に従事している介護職員、保育士等で特定の者(重度障がい者)に対して喀痰吸引等の行為を行う必要があるもの

区 分		支援の仕組み
基本 研修  年6回 実施 (定員: 各20名)	講 義	時間数：8時間(終了後試験：1時間) ○重度障がい児者等の地域生活、障がい及び支援、緊急時の対応、危険防止に関する講義
	演 習	時間数：1時間 ○シミュレーターを使用した喀痰吸引、経管栄養の演習 ※合格者に対して後日以下の実地研修を実施。
実地 研修	研 修 内 容	時間数：指導講師による評価により問題が無いとされるまで実施 ※ケアポート研修(現地訪問)により実施 ○特定の者を対象者としての演習 ①喀痰吸引(口腔内、鼻腔内、気管カニューレ、人工呼吸器装着者) ②経管栄養(胃ろう・腸ろう・経鼻)

12

## 岐阜県小児在宅医療研究会

- ・在宅重症心身障がい児者の支援者のすそ野を広げ、相互に顔の見える関係づくりを進めるために開催。
- ・全国の小児在宅医療分野で活躍する講師による講演と県内の関係者による事例発表を実施。
- ・H26年2月に第1回目を開催し、これまでに6回開催。参加者数はのべ約1,400名。家族も多数参加。愛知県、静岡県等、県外からの参加者も増加中。

事業実施団体

岐阜県(県直轄)

予算額

H27:1,000千円

H28:1,000千円

小児・障がい児者医療支援施策への取組を目に見える形にすることがもう一つの目的。

## 【第6回】

平成28年12月12日 県立看護大学  
 テーマ：岐阜県小児在宅医療の最前線  
 基調講演：田村 正徳 埼玉医科大学 小児科 教授  
 報告：県内の様々な取組事例（演題募集）  
 参加者：約250名

## 【第7回】(予定)

平成28年12月18日 県立看護大学  
 テーマ：NICUから広がる支援の輪  
 ～在宅児Aちゃんのケースから～  
 基調講演：在宅専門クリニックのキッズケア（仮題）  
 シンポジウム：Aちゃんを支える多職種の取組み、総合討論  
 参加者：9月以降募集予定



〔内訳：医療関係者（医師、看護師など）福祉関係者（相談支援専門員など）教育関係者（特別支援学校教員など）学生、家族など 愛知県、三重県、静岡県等、県外から参加者もあり〕

13

## 東海三県小児在宅医療研究会

東海三県で、在宅重症児者の支援に携わる方々の顔の見える関係づくりを通じて、相互の知見やノウハウの共有、相互活用を図るため、27年3月に第1回目の研究会を岐阜県（岐阜市）で開催。

## 【第1回】平成26年度

平成27年3月8日（日）じゅうろくプラザホール（岐阜県岐阜市）  
 テーマ：東海三県における障がい児者在宅医療の現状と課題  
 プログラム：基調講演、シンポジウム①・②、総合討論  
 参加者：約360名（首都圏や九州からも参加）

## 【第2回】平成27年度

平成28年2月14日（日）桑名市市民会館（三重県桑名市）  
 テーマ：障がい児者の在宅生活を考える  
 プログラム：  
 基調講演：紅谷浩之オレンジホームケアクリニック代表  
 各県の取組み（愛知県、岐阜県、三重県）  
 シンポジウム①「地域密着型在宅支援」  
 シンポジウム②「医療・福祉・教育の垣根を超えた子どもと家族の支援」  
 総合討論  
 参加者：約330名

## 【第3回】平成28年度（予定）

平成29年2月12日（日）ウインクあいち大ホール（愛知県名古屋市）



14

## 圏域版小児在宅医療研究会（西濃圏域）

※H27年度事業名：NICU在宅移行支援実証研究事業

・NICU・GCUの看護師等が、地域の保健師や訪問看護師とともに重症児の退院前後に家庭を訪問し、病院と地域の連携による在宅移行支援体制づくりを実証的に研究するモデル事業を実施。  
 ・事業の成果は、事例発表会を開催して広く県下に共有。

事業実施団体 大垣市民病院（委託事業）

予算額

H27:1,549千円  
H28:700千円

～平成27年度～

### 訪問実績

・対象者数：24名 ・訪問回数：のべ93回

・訪問者

病院：NICU/GCU看護師、医師、理学療法士など

地域：保健所、保健センター保健師、訪問看護ステーション看護師など

・訪問先：大垣市、池田町、揖斐川町、輪之内町、安八町、海津市、瑞穂市、本巣市、大野町、長浜市、小牧市、桑名市 ほか

大垣市民病院  
NICUからの提案  
に基づき施策化。



### 事例発表会

- ・中間発表会実施 H27.8.8 大垣市情報工房  
参加者78名：看護師、保健師、福祉施設関係者など
- ・（リハビリ研修会 H27.12.6 病院講堂 40名参加）
- ・事業報告会 H28.1.24 大垣市情報工房スィンクホール  
参加者86名：看護師、保健師、福祉施設関係者など



～平成28年度（予定）～

- ・西濃圏域小児在宅医療研究会H29.1.7 大垣市情報工房  
（参考）大垣市民病院NICU/GCU在宅移行支援学習会 H28.8.21

15

## 在宅障がい児者病診連携事業

小児在宅に関係する病院と診療所共通のパスを作成し、医療ケアにおける手技、供給する医療物品、退院後の基本的な受診計画や福祉サービス利用などの標準化を図ることで、スムーズな在宅移行や在宅診療医の新たな受け皿づくりに資する。

事業実施団体 県医師会（委託事業）

予算額

H27:1,000千円、H28:1,000千円

### <平成27年度実施状況>

- ワーキンググループの開催  
平成27年 8月～平成28年3月（計4回）
- パスの内容
  - ・ 家族への医療的ケアの指導  
（在宅人工呼吸器、気管切開、経管栄養、胃ろう など）
  - ・ 入院中から在宅への流れ
  - ・ 福祉サービス等の手続き、外来でのパスの作成 など

### WGメンバー

県医師会  
岐阜大学障がい児者医療学寄附講座  
国立病院機構長良医療センター  
岐阜県総合医療センター  
小児科クリニック（医師・看護師）  
重症心身障がい在宅支援センターみらい ほか

◎計4回のワーキンググループを経て、パスの試案が完成。関係者に周知・情報共有

### <平成28年度以降の展開>

◎実際の在宅移行の現場における実証研究に移行。より効果的・効率的なパスの実用化に向けて随時改訂作業を実施。

## 小児在宅医療地域資源調査

・県内の小児科、内科、外科、整形外科、訪問看護ステーション、歯科、薬局、福祉事業所に対し、在宅小児・障がい児者の受け入れ可否等に関する調査を実施。  
 ・対応可能とされた地域資源を一覧に取りまとめ県HP上で公表。

HP掲載地域資源

病院・診療所：75/1,315 歯科医院：240/950（通院可を含む）

／調査先数(ヶ所)

訪問看護ステーション：53/113 薬局：320/1,014 福祉事業所：192/680

事業実施団体

岐阜県（県直轄）

作成年度

H26.1:着手/H27.6:公表

16

## 障がい児者支援を考える公開連続講座

- ・障がい児者医療に携わる医師、看護師、理学療法士等を講師に、医療・福祉関係者や県民が障がい児者支援を考えるための連続講座を平成26年度から開催（平成26年度：全11回）
- ・平成27年度は5月から12月まで毎月1回開催：全8回 参加者のべ1,527名（各回平均約200名）
- ・平成28年度は9月から平成29年2月までの毎月1回開催：全6回

事業実施団体

岐阜県（直轄事業）

予算額

H27:749千円、H28:800千円

## &lt;28年度のプログラム&gt;

第1回：9月 「HAPPY」からはじめる幸福追求型アプローチ

鹿野昭幸 他 はびりすスタッフ 関ヶ原病院放課後等デイサービスはびりす 児童発達支援管理責任者

第2回：10月 発達障がいへの関わり～作業療法士の実践から～

鴨下賢一 静岡県立こども病院 専門作業療法士（福祉装具・特別支援教育）

第3回：11月 発達障がいのある人の育ちと支援～家族の役割を含めて～ 高橋脩 豊田市福祉事業団理事長

第4回：12月 ポバース概念に基づく子どもの実践リハビリテーション

黒澤淳二 大阪発達総合療育センター リハビリテーション部部长

第5回：1月 ロボットで変わる介護現場のいま

大矢諭志 (株)トーカイ シルバー事業本部業務部企画課担当課長 福祉用具専門相談員

第6回：2月 岐阜県における特別支援教育の現状

松原勝己 岐阜県教育委員会特別支援教育課 課長補佐兼特別支援学校整備係長







平成 28 年 6 月 3 日  
医政発 0603 第 3 号  
雇児発 0603 第 4 号  
障発 0603 第 2 号  
府子本第 377 号  
28 文科初第 372 号

{ 各都道府県知事  
各指定都市市長  
各中核市市長 } 殿

{ 各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長  
附属学校を置く各国立大学法人学長  
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項  
の認定を受けた各地方公共団体の長 } 殿

厚生労働省医政局長  
( 公 印 省 略 )

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長  
( 公 印 省 略 )

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長  
( 公 印 省 略 )

内閣府子ども・子育て本部統括官  
( 公 印 省 略 )

文部科学省初等中等教育局長  
( 公 印 省 略 )

医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進について

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 65 号。以下「改正法」という。)が本日公

布され、改正法により新設された児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 56 条の 6 第 2 項の規定が本日施行された。これにより、地方公共団体は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（以下「医療的ケア児」という。）の支援に関する保健、医療、障害福祉、保育、教育等の連携の一層の推進を図るよう努めることとされたところである。

については、各地方公共団体におかれては、下記の趣旨及び留意事項を十分ご理解の上、所管内の医療的ケア児の支援ニーズや地域資源の状況を踏まえ、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の連携体制の構築に向けて、計画的に取り組んでいただくようお願いする。

また、各都道府県におかれては、貴管内市町村（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対する周知につき、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、各国立大学法人学長におかれては附属学校に対する周知につき、それぞれお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

（参考）児童福祉法第 56 条の 6 第 2 項

地方公共団体は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉その他各関連分野の支援を受けられるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

## 記

### 1 児童福祉法第 56 条の 6 第 2 項の趣旨

医療技術の進歩等を背景として、NICU等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障害児（医療的ケア児）が増加している。このような医療的ケア児が在宅生活を継続していこうとする場合、その心身の状況に応じて、保健、医療及び障害福祉だけでなく、保育、教育等における支援も重要であり、また、当事者及びその保護者等が安心して必要な支援を受けるためには、関係行政機関や関係する事業所等が「利用者目線」で緊密に連携して対応することが求められている。

このため、今回の法改正においては、地方公共団体は、医療的ケア児がその心身の状況に応じて適切な保健、医療、障害福祉、保育、教育などの関連分野の各支援を受けられるよう、関係機関との連絡調整を行うための体制整備を図るよう努めることとされており、地域における連携体制の構築の中心となる役割を担い、実効性

のある取組につなげていただくことが期待されている。

あわせて、各分野における取組も着実に進める必要があるため、以下のとおり、分野ごとの留意事項をとりまとめているので、今後の各分野の施策のニーズ調査、立案、計画、実施等の段階において、十分ご配慮願いたい。

## 2 保健関係

母子保健施策は、低出生体重児の届出、新生児の訪問指導、乳幼児健診などを通じて、市町村（特別区を含む。）の母子保健担当者が広く乳幼児及びその保護者等と接触する機会となっている。市町村（特別区を含む。）の母子保健担当者は、母子保健施策の実施を通じ、医療的ケア児であることを把握した場合には、当該医療的ケア児が心身の状況に応じて適切な支援が受けられるよう、その保護者等に対し、必要に応じ、関係課室等について情報提供を行うとともに、保護者等の同意を得て、関係課室等と必要な情報の共有に努めるようお願いする。

## 3 医療関係

- (1) 在宅で生活している医療的ケア児やその家族が必要な訪問診療や訪問看護などの医療を受けながら生活することができる体制の整備が重要である。

都道府県が小児・在宅医療の提供体制を構築するに当たっては、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4に規定する医療計画策定の参考として、「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」（平成24年3月30日付け医政指発0330第9号厚生労働省医政局指導課長通知。以下この3において「通知」という。）別紙「小児医療の体制構築に係る指針」において、一般小児医療を担う医療機関に求められる事項として、他の医療機関の小児病棟やNICU、PICU等から退院するに当たり、生活の場（施設を含む。）での療養・療育が必要な小児に対し支援を実施することや、通知別紙「在宅医療の体制構築に係る指針」において、退院支援から生活の場における療養支援、急変時の対応、看取りまで継続して医療が行われるよう、また、関係機関の信頼関係が醸成されるよう配慮すること等を示しており、関係機関間の連携体制構築について、十分ご配慮願いたい。

- (2) また、各都道府県が作成した事業計画に基づき実施する小児在宅医療を含めた居宅等における医療の提供に関する事業については、地域医療介護総合確保基金の活用が可能であり、これまでの実績として、小児在宅医療従事者育成のための研修会の開催や訪問看護ステーションを対象とした小児訪問看護相談窓口の設置等が実施されているところである。引き続き、その活用について十分ご配慮願いたい。

## 4 障害福祉関係

- (1) 医療的ケア児に関する地域のニーズや地域資源を把握し、必要な福祉的な支援に向けて計画的に体制を整備していくことが重要である。従来から、障害児についての支援体制を計画的に整備するため、障害福祉計画において必要な記載に

努めるよう基本指針（「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成 18 年厚生労働省告示第 395 号））において示してきたところであるが、改正法による改正後の児童福祉法第 33 条の 19 から第 33 条の 25 までの規定に基づき、各地方公共団体は障害児福祉計画を策定することが義務付けられ、平成 30 年 4 月 1 日より施行されることとなったことから、今後は、これらを活用して、医療的ケア児の支援の体制の確保を図るようお願いする。

- (2) 特に、医療的ケア児を受け入れることができる短期入所や児童発達支援を必要としている医療的ケア児のための障害児通所支援等の確保が重要である。

平成 28 年度からは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく地域生活支援事業について、短期入所事業所の整備を推進するため、新規開設事業者を対象として、既存施設の取組の好事例等についての講習会の実施等（医療型短期入所事業所開設支援）を補助対象としているところである。また、平成 28 年度診療報酬改定において、医療型短期入所サービスによるものを含めた医療的ケア児等の受入れの体制が充実している入院医療機関の評価が引き上げられたほか、医療型短期入所サービスの利用中の医療処置等について診療報酬を算定できることが明確化されている。

医療的ケア児の状態やその家族の状況を踏まえ、地域における短期入所や児童発達支援のニーズを適切に把握し、医療的ケア児を受け入れることができる事業所を計画的に確保するよう、ご配慮をお願いする。

## 5 保育関係

保育所等における保育は、保護者が就労している場合など保育を必要とする子どもに対して一般的に提供されるものであり、医療的ケア児についてもそのニーズを受け止め、これを踏まえた対応を図っていくことが重要である。

「平成 27 年度障害者支援状況等調査研究事業『在宅医療ケアが必要な子どもに関する調査』」によると、調査対象となった医療的ケアを行っている子ども（0～5 歳）のうち約 2 割の子どもが保育所・幼稚園等を利用しているという結果が出ており、子どもの対応や保護者の意向、受入体制などを勘案して受入をお願いする。また、医療的ケア児については、看護師等の配置が必要となる場合もあるため、医療的ケア児の保育ニーズに応えられるよう、看護師等の配置等についてご配慮をお願いする。

なお、子ども・子育て支援法に基づく基本指針（「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成 26 年内閣府告示第 159 号））において、障害、疾病など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指すこととされていることを踏まえ、保育所等、

幼稚園、認定こども園においても、医療的ケア児のニーズを受け止め、これを踏まえた対応を図っていくことが重要である。

## 6 教育関係

障害のある児童生徒等が、学校において、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害のある児童生徒等が障害のない児童生徒等と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、必要な施策を講じることについては、「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」（平成 25 年 10 月 4 日付け 25 文科初第 756 号文部科学省初等中等教育局長通知）等においてかねてよりお願いしてきたところである。

また、学校において、医療的ケアを行うに当たっての基本的な考え方や関係機関との連携体制を整備することについては、「特別支援学校等における医療的ケアの今後の対応について」（平成 23 年 12 月 20 日付け 23 文科初第 1344 号文部科学省初等中等教育局長通知）において示してきたところである。

今後は、これらの基本的な考え方の下、今回の法改正の趣旨も踏まえ、医療的ケア児やその保護者の意向を可能な限り尊重しつつ、都道府県教育委員会と市町村教育委員会との連携に加え、関係部局や関係機関とも連携しながら、その教育的ニーズにより一層適切に応えられるよう、以下のとおりご配慮をお願いする。

- (1) 上記通知（平成 25 年 10 月 4 日付け 25 文科初第 756 号）の第 2 「早期からの一貫した支援について」でお示したとおり、市町村の教育委員会が、保健、医療、福祉、労働等の関係機関と連携を図りつつ、医療的ケア児を含む障害のある児童生徒等に対する、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した教育相談体制の整備を進めることが重要であり、都道府県の教育委員会においては、専門家による巡回指導を行ったり、関係者に対する研修を実施したりする等、市町村の教育委員会における教育相談支援体制に対する支援をお願いする。
- (2) 上記通知（平成 23 年 12 月 20 日付け 23 文科初第 1344 号）の「別添」でお示したとおり、学校において医療的ケア児が安全に、かつ安心して学ぶことができるよう、医療的ケアを実施する看護師等の配置又は活用を計画的に進めるとともに、看護師等を中心に教員等が連携協力して医療的ケアに対応するなどの体制整備に努めていただくようお願いする。その際、文部科学省において実施している公立の特別支援学校及び小・中学校への看護師等の配置などに対する補助事業を活用することが可能である。また、小・中学校等の特別支援教育支援員の配置については、地方交付税により措置しているところである。
- (3) 関係機関や関係部局と積極的に連携を行いながら、学校において医療的ケアを行う看護師等を確保するとともに、看護師等が学校において医療的ケア児に必要な対応を行う上で必要な研修の機会を充実するようお願いする。
- (4) 看護師等の養成課程において、医療的ケア児を含む障害のある子供の特性を学ぶ機会について、協力を求められた場合には、教育委員会において、特別支援学校等で実習を受け入れるなど、積極的に協力をお願いする。

## 7 関係機関等の連携に向けた施策

- (1) 医療的ケア児とその家族を地域で支えられるようにするため、保健、医療、福祉、教育等の医療的ケア児支援に関わる行政機関や事業所等の担当者が一堂に会し、地域の課題や対応策について継続的に意見交換や情報共有を図る協議の場が必要である。そのため、地域において協議の場を設置し、定期的を開催することを願う。

協議の場については、(自立支援)協議会、医療的ケア運営協議会、慢性疾病児童等地域支援協議会、地方版子ども・子育て会議等の既存の会議の枠組みを活用することも考えられる。また、都道府県単位の設置・開催だけでなく、二次医療圏や障害保健福祉圏域、市町村単位の設置・開催も想定されるので、地域の実情に応じて検討することを願う。
- (2) 一人一人の医療的ケア児のためには、福祉や医療等の関係分野について一定の知識を有した者により、その暮らしの設計を手助けできる調整者が必要である。そのため、地方公共団体等において重症心身障害児者等及び医療的ケア児の支援をコーディネートする者の育成を進めていくことを願う。
- (3) 地方公共団体の医療的ケア児の支援に関わる課室等は、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の幅広い分野のものとなることから、互いの連携体制を確保することが必要である。そのために、関係課室等が日頃から相談・連携できる関係性の構築に努めていただきたい。なお、連携体制の構築にあたっては、地域における連携体制の構築において先駆的に取り組んでいる地方公共団体の事例をまとめた「在宅医療及び障害福祉サービスを必要とする障害児等の地域支援体制構築に係る医療・福祉担当者合同会議」、「小児等在宅医療連携拠点事業」、「重症心身障害児等の地域支援に関するモデル事業」等の資料を参考に、地域の特性を踏まえつつ、連携体制構築の取組の推進を願う。

# 岐阜県内の障がい者自立支援協議会の体制について

## 岐阜県障害者施策推進協議会

